

○ 香川県警察犯罪被害者支援活動実施要領の制定について

(令和5年7月13日付け香広被第131号)

犯罪被害者等に対する支援及び捜査連絡等については、「香川県警察犯罪被害者支援活動実施要領の一部改正について」(令和5年4月12日付け香広被第86号。以下「旧通達」という。)に基づき実施しているところであるが、この度、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律(令和5年法律第66号。以下「改正法」という。)が公布され、強制性交等罪の構成要件等が改められ不同意性交等罪とするなど所要の法整備が行われたことに伴い、旧通達の該当部分を改め、改正法施行日である令和5年7月13日をもって運用を開始するので、事務に遺漏のないようにされたい。

なお、旧通達は、廃止する。

別添

香川県警察犯罪被害者支援活動実施要領

第1 目的

この要領は、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族（以下「被害者等」という。）に対する指定被害者支援要員（以下「支援要員」という。）による直接的な支援活動（以下「直接支援」という。）及び被害者連絡員（以下「連絡員」という。）による被害者連絡活動（以下「被害者連絡」という。）並びに地域警察官による訪問・連絡活動（以下「訪問・連絡」という。）について必要な事項を定め、もって、被害者等に対する中長期にわたる支援活動を適切に実施し、被害者等に対する組織的かつ効果的な支援活動の推進に寄与することを目的とする。

第2 用語の定義

1 危機介入

犯罪等による被害後間もない時期に、被害者等に付き添い、又は相談に応じるなど、被害者等の不安定な心理状態を可能な限り早期に元の状態に回復させるために行う初期的な対応をいう。

なお、危機介入の期間は、被害発生（認知）時からおおむね1週間とする。

2 直接支援

危機介入を始め、被害者等が受ける精神的な被害の回復及び軽減を図るために行う付添い、相談等の直接的な支援活動をいう。

3 被害者連絡

被害者等に対して、面接、電話等の方法により、捜査状況等について連絡する活動をいう。

第3 直接支援・被害者連絡の対象事件

直接支援及び被害者連絡を行う事件・事故（以下「対象事件」という。）は、次のとおりとする。

1 身体犯に係る事件

別表第1の1から17までに掲げる罪に該当する違法な行為に係る事件

2 重大な交通事故事件

別表第1の18から20までに掲げる罪に該当する交通事故事件

3 本部長又は署長若しくは高速道路交通警察隊長において必要があると認める事件

別表第1の21に掲げる事件（触法少年事件を含む。）をいう。

第4 直接支援・被害者連絡の実施体制

1 総括責任者

- (1) 署及び高速道路交通警察隊（以下「署等」という。）に総括責任者を置き、署にあつては副署長を、高速道路交通警察隊（以下「高速隊」という。）にあつては副隊長をもって充てる。
- (2) 総括責任者は、署長又は高速道路交通警察隊長（以下「署長等」という。）の指揮の下、本制度の運用に関する総括的な指揮を行うとともに、所属の職員に対する指導・教養を行うものとする。
- (3) 総括責任者は、本制度の運用状況等について、適時適切に署長等に報告するものとする。

2 運営責任者

- (1) 署等に運営責任者を置き、署にあつては警務課長の職にある者を、高速隊にあつては企画・指導係長の職にある者をもって充てる。
- (2) 運営責任者は、総括責任者の指揮の下、支援要員の指定を行うほか、実施責任者と連携し、直接支援及び被害者連絡が効果的に行われるよう運営管理を行うものとする。
- (3) 運営責任者は、警務課に属する巡査部長以上の階級にある者（相当職員を含む。）に事務を補佐させるものとする。

3 実施責任者

- (1) 署等に実施責任者を置き、署にあつては事件の捜査（少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項第2号に規定する少年に係る事案（以下「触法少年事件」という。）の調査を含む。）を担当する課（以下「事件主管課」という。）の長の職にある者を、高速隊にあつては各小隊長をもって充てる。
- (2) 実施責任者は、総括責任者の指揮の下、運営責任者と連携の上、支援要員の指名及び連絡員の指定を行うほか、直接支援及び被害者連絡を指揮し、その適切な運用に努めるものとする。
- (3) 実施責任者は、対象事件の捜査主任官に事務を補佐させるものとし、直接支援及び被害者連絡が適切かつ確実に行われるよう必要な措置を講ずるものとする。
- (4) 執務時間以外にあつては、当直責任者が実施責任者の職務を代行するものとする。

4 支援要員

- (1) 指定

ア 運営責任者は、所属の警部補以下の職員（相当職員を含む。）のうちから直接支援を的確に行うことができる者を支援要員としてあらかじめ指定しておくものとし、原則、対象事件を担当する課及び警務課に属する警部補以下の職員（相当職員を含む。）並びに性犯罪指定捜査員について、その全員を指定するものとする。

イ 運営責任者は、アの規定により指定する者のほか、署等の体制、犯罪発生状況等を踏まえ、事件の内容、被害者等のニーズに即した適切な支援要員を充てるため必要な人員を指定するものとする。

ウ 支援要員の指定は、年度ごとに行うものとし、年度途中の人事異動に伴い、必要に応じ、その都度、転入者等について指定を行うものとする。

(2) 任務

支援要員は、実施責任者の指名を受け、その指揮の下、連絡員その他の事件担当課の課員（以下「捜査担当者」という。）と連携し、別表第2に掲げる支援活動のうち必要な支援活動を行うものとする。

5 連絡員

(1) 指定

ア 実施責任者は、被害者等に対する捜査状況等の連絡を実施するため、被害者等から事情聴取を行った捜査員等（触法少年事件に携わる職員を含む。以下同じ。）を連絡員に指定するものとする。この場合において、被害者等から捜査員等の性別について希望の申出があれば、できる限り希望する性別の捜査員等を指定するものとする。

イ 署等に派遣されている本部所属の捜査員が被害者等を担当する場合は、当該捜査員を連絡員に指定することができる。

(2) 任務

連絡員は、実施責任者の指定を受け、その指揮の下、被害者等の意向に反しない限り、原則として、面接、電話等の方法により、別表第3に掲げる内容について必要な連絡を行うものとする。

第5 支援要員による支援活動の実施要領

1 支援活動の対象者

支援活動の対象者は、第3に規定する対象事件の被害者等とする。ただし、被害者等が事件関係者となるおそれがあると認められる場合は、支援活動を行わないことができる。

2 支援要員の運用

(1) 運用期間

支援要員を運用する期間は、原則として、危機介入を行う期間とする。ただし、事件の内容、被害者等の実情等に応じて署長等が必要があると認める場合は、運用期間を短縮し、又は延長することができる。

(2) 支援要員の指名

ア 実施責任者又は当直責任者（以下「実施責任者等」という。）は、対象事件を認知したときは、総括責任者の指揮を受け、支援要員の必要性を検討し、原則としてあらかじめ指定された支援要員のうちから被害者等を担当する支援要員を指名し、出動させるものとする。この場合において、実施責任者等は、必要に応じて二人以上の支援要員を指名することができる。

イ 支援要員は、連絡員との兼職を妨げない。

ウ 実施責任者等は、支援要員の必要性の検討結果を、別記様式第1号-1の被害者支援実施・連絡経過票（その1）（以下「経過票1」という。）により、運営責任者を經由して総括責任者に報告するものとする。この場合において、当直責任者にあつては、対象事件における実施責任者の意見を聴取した上で報告を行うように努めるものとする。

なお、支援要員を不要と判断した場合は、その理由を明らかにしておくものとする。

エ 署等に派遣されている本部所属の捜査員が連絡員に指定されている場合は、当該捜査員を支援要員として指名し、支援活動を行わせることができる。

3 支援活動の実施

(1) 危機介入及び捜査補助等

指名を受けた支援要員は、捜査担当者と連携し、被害者等と接触するなどして、任務を開始するものとする。この場合において、経過票1により任務開始時に実施した支援の状況を明らかにし、実施責任者及び運営責任者を經由して総括責任者に報告するものとする。

なお、任務開始後に実施した支援については、別記様式第1号-2の被害者支援実施・連絡経過票（その2）（以下「経過票2」という。）により明らかにし、任務開始時と同様に報告するものとする。

(2) 長期ケアへの移行支援等

支援要員は、運用期間の終了までに、被害者連絡及び訪問・連絡への移行又は警察関係相談窓口、県及び署の被害者支援連絡協議会、犯罪被害者等早期支援団体その他関係機関との連携による長期ケアへの移行を確実にを行い、支援活動の終了後、被害者等が不安を抱き孤立することがないように配慮するものとする。

4 他の都道府県警察との連携

(1) 他の都道府県において発生し捜査が行われる事件で、被害者等が香川県内に居住し支援活動を必要としている場合

広聴・被害者支援課犯罪被害者支援室（以下「支援室」という。）から連絡を受けた運営責任者は、総括責任者に報告するとともに、支援室と協議の上、被害者等に対応するものとする。

(2) 香川県内において発生し捜査が行われる事件で、被害者等が他の都道府県に居住し支援活動を必要としている場合

実施責任者は、運営責任者を經由して総括責任者に報告するとともに、支援室に他の都道府県警察における支援活動の必要性について連絡するものとする。

第6 連絡員による被害者連絡の実施要領

1 被害者連絡の対象者

被害者連絡の対象者は、第3に規定する対象事件の被害者とする。被害者が18歳未満の場合は、原則としてその保護者に、被害者が死亡等により連絡できない状況にある場合はその家族又は遺族に連絡するものとする。（以下「連絡対象者」という。）ただし、被害者等又はその関係者の素行、言動等により、被疑者への報復の可能性が認められる場合その他被害者連絡を行うことが適当でないと認められる場合は、被害者連絡を行わないことができる。

2 被害者連絡の時期及び内容

(1) 時期

被害者連絡は、別表第3に掲げる対象事件区分に応じ、それぞれ定める連絡時期に行うものとする。

(2) 内容

被害者連絡は、捜査手続及び犯罪被害者のための制度の教示並びに捜査状況及び検挙、処分状況等について、別表第3に掲げる対象事件区分に応じ、それぞれ定める内容等について、捜査活動に支障のない範囲で行うものとする。

3 被害者連絡の実施

(1) 初回連絡

連絡員は、連絡対象者に対して、第1回目の連絡を行ったときは、経過票1及び経過票2（以下「経過票等」という。）を作成して連絡状況及び連絡対象者から聴取した要望、実施した説明等について必要な事項を明らかにし、実施責任者及び運営責任者を經由して総括責任者に報告するものとする。

(2) 継続連絡

連絡員は、連絡対象者へ連絡を行ったときは、その都度、連絡の状況を経過票2により明らかにした上、実施責任者及び運営責任者を經由して総括責任者に報告するものとする。

(3) 訪問・連絡の希望の把握

身体犯に係る事件を担当する連絡員は、連絡対象者が訪問・連絡を希望するか否かを確認し、希望する場合は、その旨を経過票等の写しを添え、実施責任者及び運営責任者を經由して総括責任者及び署長に報告するものとする。

4 関係部門との連携

(1) 事件認知署と事件処理担当署が異なる場合の取扱い

事件を認知した署と事件を処理する署が異なるときは、原則として、事件処理を担当する署が被害者連絡を担当するものとする。

(2) 支援室との連携

署の運営責任者は、被害者等が犯罪被害者等給付金の支給申請を希望するときは、その旨を総括責任者に報告の上、支援室に連絡するものとする。

第7 訪問・連絡の実施要領

1 地域部門との連携

(1) 経過票の写しの送付

実施責任者は、連絡対象者が訪問・連絡を希望したときは、第6の3(3)の規定による総括責任者及び署長への報告の後、署の地域課長（以下「署地域課長」という。）に対し、経過票等の写しを送付するものとする。

(2) 署地域課長の任務

(1)の規定による経過票等の写しの送付を受けた署地域課長は、署長の指揮の下、実施責任者と連携の上、訪問・連絡を指揮・管理するものとする。この場合において、被害者連絡を担当する署と連絡対象者の居住地を管轄する署が異なるときは、あらかじめ被害者連絡を担当する署の署長は、連絡対象者の住居地を管轄する署の署長と協議するものとする。

(3) 訪問・連絡担当係の指定

署地域課長は、署の地域課で庶務的業務を行っている者のうちから訪問・連絡担当係を指定し、次に掲げる事務その他の訪問・連絡に係る業務を行わせるものとする。

ア 経過票等の写しの受理、保管及び管理

イ 別記様式第2号の被害者訪問・連絡カードの保管及び管理

ウ 事件担当課との連絡及び調整

エ その他署地域課長が命ずる業務

(4) 担当警察官の指定

(1)の規定による経過票等の写しの送付を受けた署地域課長は、連絡対象者の住居地を巡回連絡の受持区とする地域警察官を担当警察官に指定するものとする。この場合において、当該地域警察官を指定することができないとき、又は女性の被害者等が女性警察官による訪問・連絡を希望するなど署地域課長が特に必要があると認めるときは、それ以外の地域警察官を指定することができる。

2 訪問・連絡の実施

(1) 担当警察官は、第7の1(4)に規定による指定を受けたときは、指定を受けた日から1週間以内に訪問・連絡を行うものとする。この場合において、実施責任者から送付された経過票等の写しその他の情報から訪問・連絡を迅速に行う必要があると認めるときは、直ちに、行うものとする。

(2) 担当警察官は、訪問・連絡を行うときは、直接、連絡対象者の住居地を訪問し、課係及び氏名を教示した上で面接により行うものとし、被害回復、被害拡大防止等に関する情報の提供及び防犯指導のほか、警察に対する要望、苦情、相談等の聴取を行うものとする。

(3) 初回以降の訪問・連絡は、原則として、月1回程度行うものとし、連絡対象者から実施時期及び実施回数について希望がある場合には、できる限りその希望に沿って行うものとする。

(4) 担当警察官は、訪問・連絡を行ったときは、その都度、訪問・連絡担当係が管理する被害者訪問・連絡カードに所定の事項を記入し、署地域課長を経由して署長に報告するものとする。

(5) 署地域課長は、(4)の規定による報告を受けたときは、実施責任者に訪問・連絡の結果を連絡するものとする。

3 実施の打ち切り

(1) 担当警察官は、被害者等に係る事件の被疑者が検挙された場合、当該事件が送致された場合、当該事件の被疑者の刑が確定した場合その他捜査の区切りとなる場合において、訪問・連絡を継続する必要が認められないと判断したときのほか、初回の訪問・連絡からおおむね2か月を経過した時点で、連絡対象者に訪問・連絡の継続の希望の有無を聴取するものとする。

(2) (1)の規定による聴取の結果、連絡対象者が訪問・連絡の打ち切りを申し立てたときは、その旨を署地域課長を通じて署長に報告の上、訪問・連絡を打ち切るものとする。連絡対象者が自ら訪問・連絡の打ち切りを申し出たときも、同様とする。

(3) 署地域課長は、(2)の規定により訪問・連絡を打ち切るときは、その旨を実施責

任者に連絡するものとする。

第8 運用上の留意事項

1 指導・教養の徹底

(1) 総括責任者は、所属の職員に対し被害者支援をめぐる社会的要請の高まり及び県警察における被害者支援施策の適切な推進の基本方針を正しく理解させ、被害者等に対する支援活動があらゆる捜査活動の過程で実践されるよう指導・教養の徹底を図ること。

(2) 支援活動に係る所属の各級幹部は、支援要員及び連絡員並びに担当警察官が効果的かつ自信を持った支援活動を推進することができるよう捜査手続の流れ、専門相談機関等に関する教養を強化すること。

2 被害者等の意向に基づく柔軟な対応

署長等及び総括責任者は、被害者等が支援活動を望まないことが明らかとなった場合又は捜査終了後における長期的な支援を求める場合等においては、支援要員及び連絡員並びに担当警察官の運用の中止又は継続を指揮するなど、真に被害者等の意向に基づく柔軟な運用に配慮すること。

3 調整・連携

暴力団犯罪の被害者等への支援活動及び被害者連絡並びに訪問・連絡については、「保護対策実施要綱の制定について」（令和5年3月23日付け通達香捜二第300号）に基づく保護対策の実施との調整を図ること。

4 被害者等からの説明要望に対する組織的対応

(1) 被害者等から刑事手続等について説明を求められた場合は、原則、連絡員が適切にこれを行うこと。

(2) 支援要員及び連絡員並びに担当警察官（以下「支援要員等」という。）は、被害者等から説明要望事項等を聴取した結果、それが複雑な擬律判断に係る説明要望である場合、捜査結果等に対して被害者等の理解が十分得られておらず組織的な対応が必要と認められる場合その他必要があると認められる場合は、説明要望事項及びそれに対する対応方針等について総括責任者の指揮を受け、改めて被害者等に説明を行うこと。なお、被害者等からの説明要望事項の内容等を勘案し必要があると認められる場合は、実施責任者その他被害者等に対する説明を行うことが適当と認められる者が説明を行うとともに、説明は可能な限り面談により行うよう努めること。

(3) 交通事故事件の被害者等から被害者連絡における説明内容及び説明方法について要望、意見が申し立てられるなど組織的な対応が必要な事案については、警察

本部交通指導課次長との連携を図った上で対応すること。

- (4) 支援要員等が不在時に説明事項等を求められた場合には、実施責任者その他被害者等に対する説明を行うことが適当と認められる者が対応をとること。

なお、対応をとることができない場合や支援要員等からの説明が適切と判断する場合等は、被害者等に対し、現時点で、支援要員等による対応は困難であり改めてこちらから連絡する旨を丁寧に説明して理解を得るとともに、支援要員等に確実に引き継ぐこと。

- (5) 被害者等からの説明要望に対する対応経過については、経過票2により明らかにすること。

5 関係機関・団体への引継ぎ

被害者等が説明を求めてくる事項の中には、起訴罪名に関する疑問や、刑事裁判への被害者参加制度、被害者国選弁護制度の具体的運用に関する事等、他機関・団体の判断により決せられ、警察が責任を持って説明することが難しいものもあると考えられるが、このような事項について警察で説明を行うと、被害者等に誤った情報を教示したり、誤解を与えたりすることにもなりかねないことから、このような事項について説明を求められた場合は、丁寧に説明した上で、検察庁等当該事項について責任を持って説明することができる適切な機関・団体に引継ぎを行うこと。

なお、その際には、単に当該機関・団体の名称及び連絡先を教示するだけでなく、当該機関・団体に警察から連絡を行うなど確実な引継ぎがなされるようにすること。

6 被疑者のプライバシーについての配慮

- (1) 支援要員等は、被害者等に対して、被疑者（触法少年を含む。）及びその保護者（被疑者が少年の場合）のプライバシーの重要性について説明を行い、被疑者等のプライバシーに関する紛議事案が起こることがないように配慮すること。
- (2) 支援要員等は、当該犯罪が少年事件の場合は少年の健全育成の重要性について、触法少年事件の場合には少年法及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の趣旨、刑法（明治40年法律第45号）第41条に規定する責任年齢による犯罪の不成立等についても説明を行い、少年の健全育成について十分に配慮すること。

7 本部事件主管課長による指導及び助言

本部事件主管課長は、被害者支援が捜査活動とは密接不可分の関係にあり、刑事警察に課せられた重要業務であることを十分に理解し、主管業務における被害者支援に関して、必要な指導及び助言を行うほか、支援室と連携し、被害者支援が的確に行われるように措置を講ずること。

8 職員の健康管理

支援活動に係る所属の各級幹部は、当該職員が支援活動を行う際、被害等の状況を間近に見ること、被害者等の感情の表出に直面することなどから、極めて強いストレスを受ける場合があることを十分に認識し、支援活動を行う当該職員の精神的健康を含めた健康管理に十分配慮すること。

第9 報告

1 支援要員の指定に係る報告

署長等は、毎年度、別記様式第3号の指定被害者支援要員名簿を作成し、4月15日までに、支援室を経由して警務部長に報告するものとする。

なお、年度の途中の人事異動に伴う指定にあつては、その発令日から2週間以内にこれを報告するものとする。

2 支援要員の活動及び被害者連絡の実施に係る報告

(1) 署長等は、毎月の支援要員の活動及び被害者連絡の実施状況について、別記様式第4号の被害者支援要員活動及び被害者連絡等実施状況報告書により取りまとめ、翌月10日までに本部広聴・被害者支援課犯罪被害者支援室長（以下「支援室長」という。）に報告するものとする。

(2) 署長等は、支援要員の活動に関する個々の好事例及び問題事例については、その都度、支援室を経由して警務部長に報告するものとする。

3 訪問・連絡の実施に係る報告

署長は、毎月の訪問・連絡の実施状況について、被害者訪問・連絡カードの写しを送付することにより、翌月10日までに本部地域課長に報告するものとする。

(別記様式 省略)

別表第1（第3関係）

番号	対象となる罪及び事件
1	殺人罪（刑法（明治40年法律第45号）第199条の罪であり、未遂を含む。）
2	強盗致死傷罪（刑法第240条の罪であり、未遂を含む。）
3	強盗・不同意性交等罪及び強盗・不同意性交等致死罪（刑法第241条の罪であり、未遂を含む。）
4	不同意性交等罪（刑法第177条の罪であり、未遂を含む。）
5	不同意わいせつ罪（刑法第176条の罪であり、未遂を含む。）
6	監護者わいせつ罪・監護者性交等罪（刑法第179条の罪であり、未遂を含む。）
7	不同意わいせつ等致死傷罪（刑法第181条の罪）
8	未成年者略取及び誘拐罪（刑法第224条の罪であり、未遂を含む。）
9	営利目的等略取及び誘拐罪（刑法第225条の罪であり、未遂を含む。）
10	身の代金目的略取及び誘拐罪（刑法第225条の2の罪であり、未遂を含む。）
11	所在国外移送目的略取及び誘拐罪（刑法第226条の罪であり、未遂を含む。）
12	人身売買罪（刑法第226条の2の罪であり、未遂を含む。）
13	逮捕及び監禁罪（刑法第220条の罪）
14	逮捕等致死傷罪（刑法第221条の罪）
15	傷害致死罪（刑法第205条の罪）
16	傷害罪（刑法第204条の罪）のうち、被害者が全治1か月以上の傷害を負ったもの
17	1から16までの罪以外で、致死傷を結果とする結果的加重犯（過失によるものを除く。）において、致死の結果が生じたもの又は全治1か月以上の傷害を負ったもの（18から20を除く。）
18	ひき逃げ事件（道路交通法（昭和35年法律第105号）第72条第1項前段の規定に違反する行為（車両等の交通による人の死傷があった場合に限る。））
19	過失運転致死傷（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第5条）のうち、致死の結果が生じたもの又は全治3か月以上の傷害を負ったもの
20	危険運転致死傷（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条及び第3条）、無免許危険運転致死傷（同法第6条第1項）及び無免許危険運転致死傷（同法第6条第2項）に該当する事件
21	その他本部長又は署長等において必要があると認める事件

別表第2（第4関係）

区 分	支 援 活 動 の 内 容
1 付添い	(1) 現場臨場及び家族等への連絡 (2) 病院等への付添い及び医師との連携 (3) 実況見分及び検証、面通し等への付添い (4) 被害者等の送迎等
2 ヒアリング	(1) 捜査活動に関する説明及び協力依頼 (2) 捜査手続（公判等）の説明 (3) 事情聴取及び調書作成の補助 (4) 証拠資料採取及び押収の補助 (5) 要望等の聴取 (6) 代替着衣の支給 (7) 地域警察官による訪問、連絡活動・カウンセリング要否の確認等
3 説明	(1) 捜査手続、「被害者の手引き」の交付及び犯罪被害者のための制度の教示 (2) 被害者の再呼出し等の説明 (3) ニーズに基づく相談機関の紹介（犯罪被害者等早期援助団体への情報提供の説明、要望の有無の確認を含む。） (4) 医療機関等への説明等
4 その他	(1) 支援内容の記録 (2) 捜査活動に対する協力の確保 (3) 再被害防止のための防犯指導 (4) その他被害者等が必要とする支援

別表第3 (第4、第6関係)

区分	対象事件区分	連絡時期及び内容等
手続等	対象事件全て	事件の認知時等、捜査の初期段階において、連絡対象者に対し、職係及び氏名を教示し、「被害者の手引き」を配付した上で、刑事手続及び犯罪被害者のための制度について説明する。
捜査状況 (被疑者検挙まで)	身体犯 被害者死亡事件	1 当該事件を認知した後、おおむね2か月、6か月及び1年を経過したそれぞれの時点で、捜査に支障のない範囲内で、捜査状況について連絡する。 2 1年を経過した日以後の連絡は、原則として、少なくとも1年に1回、定期的実施する。
	被害者死亡事件以外の身体犯	1 当該事件を認知した後、おおむね2か月を経過した時点で、捜査に支障のない範囲内で、捜査状況について連絡する。 2 2か月を経過した日以後の連絡は、連絡対象者の意向、事件の内容等を総合的に勘案して必要により実施する。
	重大な交通事故事件 被害者が死亡したひき逃げ事件	1 当該事件を認知した後、おおむね2週間、2か月、6か月及び1年を経過したそれぞれの時点で、捜査に支障のない範囲内で、捜査状況について連絡する。 2 1年を経過した日以後の連絡は、原則として、少なくとも1年に1回、定期的実施する。
	ひき逃げ事件	1 当該事件を認知した後、おおむね2週間を経過した時点で捜査に支障のない範囲内で、捜査状況について連絡する。 2 なお、2週間を経過した日以後の連絡は、連絡対象者の意向、事件の内容等を総合的に勘案して必要により実施する。
	交通死亡事故等及び危険運転致死傷罪等に該当する事件	1 当該事件を認知した後、おおむね1か月を経過した時点で、捜査に支障のない範囲内で、捜査状況について連絡する。 2 なお、1か月を経過した日以後の連絡は、連絡対象者の意向、事件の内容等を総合的に勘案して必要により実施する。
検挙状況	対象事件全て	1 被疑者を逮捕又は送致(触法少年事件における児童相談所への送致又は通告を含む。)した場合は、速やかに(ただし、検挙状況について広報するときは、広報前に)その旨、被疑者の人定、事件を送致した検察庁(検察庁に送致した場合に限る。)その他必要と認められる事項について連絡する。 2 なお、被疑者が、犯罪少年の場合で連絡対象者に被疑者の人定その他必要と認められる事項を連絡することにより被疑者の健全育成を害するおそれがあると認められるとき又は被疑者が触法少年のときは、被疑者に代えてその保護者の人定等を連絡するものとする(この場合は、連絡後速やかに当該保護者に対してもその旨連絡を行うものとする。) 3 また、連絡対象者に再犯の可能性が認められる身体犯の被疑者を逮捕した場合で送致する前に釈放するなどしたときは、速やかにその旨及び理由について連絡するものとする。
処分状況	対象事件全て	処分結果(起訴、不起訴等)が判明次第速やかに、処分結果その他必要と認められる事項について連絡を行うものとする